

札幌市動物園条例に関する提言書  
(案)

令和2年11月 日

市民動物園会議

## ■ はじめに

札幌市には、昭和 26 年 5 月に動物 3 種 4 点の展示で、道内初の動物園として誕生した円山動物園があります。令和 3 年 5 月に 70 周年を迎えることとなりますが、これまで何世代にも渡って、親が子どもを連れ、思い出を作る場所として市民に愛されるとともに、動物や自然に触れ、生き物に対する感性を養う機会を提供してきました。豊かな人間社会の発展にどれだけ貢献してきたか計り知れないものです。市民にとっては、現在においても札幌の街に必要な施設と考えられています。

一方で、とりわけ世界的に重要視されている動物園の生物多様性の保全という機能について、日本国内では動物園設置者が十分に取り組めていないとともに国民の理解も低いものと考えられます。種の絶滅が急速に進行している現状の下、野生生物を飼育する施設として生物多様性の保全の取組は当然に求められるもので、その取組が行われていない、または生物多様性を損なう行動をしていれば動物園の存在意義にも関わる大きな問題にもなり得ます。

そのため、札幌市は、今一度、動物園の運営で目指すものは何かを見つめ直し、市直営となっている円山動物園の運営方針として「札幌市円山動物園基本方針ビジョン 2050」を平成 31 年 3 月に策定し、生物多様性の保全、教育、調査及び研究、リ・クリエーションを重点的に行うことによって、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現を目指すことを明らかにしました。

こうした動きの中、「種の保存や環境教育など動物園の役割を示し、動物福祉に配慮した運営をめざす「動物園条例」を制定する」という市長公約を実現するべく、札幌市は、附属機関である市民動物園会議に動物園条例の検討を行う専門部会として「動物園条例検討部会」を設置し、およそ 1 年に渡り検討がなされました。

本会議は、その検討部会の検討結果を基に、円山動物園の取組を将来に渡って担保すること、広く一般に動物園の役割を周知し動物園が行う生物多様性の保全活動への認識を広めること、円山動物園のほか、保全を目的とした野生動物を展示する施設の活動が強化される条例となるよう検討を重ねてまいりましたので、ここに「札幌市動物園条例」に盛り込むべき内容について札幌市へ提言いたします。

令和 2 年 11 月 日  
市民動物園会議

## ■ 目次

1 提言にあたって	1
（1）条例の必要性、意義について	1
（2）条例の考え方や構成について	4
2 条例に盛り込むべき内容	7
前文	7
第1章 総則	9
（1）目的	9
（2）定義	9
① 動物	9
② 野生動物	9
③ 動物園及び水族館その他の動物展示施設	10
④ 動物福祉	10
⑤ 生息域内保全	11
⑥ 生息域外保全	11
⑦ 累代飼育	11
（3）基本理念	12
（4）市の責務	13
（5）市民の責務	13
（6）事業者の責務	13
第2章 動物園等	14
（7）保全措置	14
（8）良好な動物福祉の確保	16
（9）活動情報の公表	18
第3章 登録	18
（10）登録	18
（11）登録の申請	19
（12）登録要件の審査	19
（13）登録事項等の変更	20

(14) 登録の更新	20
(15) 報告及び調査	20
(16) 指導又は勧告	21
(17) 命令	21
(18) 登録の取消し	21
(19) (仮称) 登録動物園等への支援	21
第4章 円山動物園	22
(20) 運営方針及び実施計画の策定	22
(21) 良好な動物福祉の確保	23
(22) 円山動物園動物福祉の日	25
(23) 動物の展示及び教育活動における原則	25
(24) 施設の整備及び管理	26
(25) 円山動物園安全点検強化の日	27
(26) 危機管理	27
(27) 国内外の動物園等関係機関との連携	27
(28) 人材の確保及び人材の育成	28
(29) 市民等との情報共有	29
第5章 基金	29
(30) 基金	29
第6章 市民動物園会議	30
(31) 市民動物園会議	30
3 付帯意見	31
4 参考資料	32
◇ 市民動物園会議委員名簿	32
◇ 動物園条例検討部会委員名簿	32
◇ 会議開催結果	33
◇ 法令等関係規程類	34
◇ 令和2年度第1回市民意識調査結果<抜粋>	35

# 1 提言にあたって

## (1) 条例制定の必要性、意義について

### 【条例制定の必要性】

#### ① 動物園等の社会的役割

現在、開発による生息地の破壊、生物資源の搾取、気候変動、汚染、外来種等により、生物多様性の損失は深刻化し、SDGs の目標達成の観点からも、地球規模で生物多様性保全の取組みを強化することが急務であるとされています。動物園等が種の保存の取組みを通じて生物多様性保全に寄与することは益々重要となり、その役割も拡大しています。生物多様性条約では、生きものを自然の生息地の外の施設などにおいて飼育し種を守るために繁殖などを行う生息域外保全の活動は、主として生息域内保全の活動を補完するために行われるべきことが定められています（第9条）。また、生物多様性国家保全戦略（2012-2020）においても、国内希少種の保全には動物園等の行う生息域外保全の取組との連携が必要とされています。

こうしたことから飼育下で繁殖を行う活動だけでなく、科学的な調査、研究に基づいて、絶滅の脅威にさらされている種を回復し、その機能を修復するために自然の生息地に再導入することや、生物多様性保全の重要性や必要な保全措置について市民の理解を促進し、教育に貢献することが求められるようになりました。

ところが日本の社会においては、動物園等は親が子どもを連れていくための子育て支援の場所であり、本物の動物を見ることのできる場所であり、または子どもたちが生きものや自然を感じ学ぶ場所であるということは一般的に理解されていますが、希少な野生動物種の保存の取組みを通じて、生物多様性保全の重要性を広く社会に伝え、個々の保全活動を行うきっかけ作りとなる場所であるという理解はあまり浸透されていない状況にあります（令和2年度第1回市民意識調査報告書）。

#### ② 生物多様性について

生物多様性基本法（第2条 定義）では「生物の多様性とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう」と

規定されています。

多様な地球上の生きものは全て支えあって生きており、私たち人間はそれら生態系から様々な恵み（生態系サービス）を受けています。そうした生物多様性の損失は、私たち人間を含む地球上の全ての生きものの存続を脅かし、私たち人間の福利及び社会経済的発展も損なうことから、生物多様性を保全する活動は公共の利益であり、市、市民、事業者など社会全体で取り組むべき課題です。

### ③ 動物福祉について

動物福祉はアニマルウェルフェア（animal welfare）の訳語ですが、このアニマルウェルフェアは1960年代に英国において「5つの自由」という家畜への苦痛を軽減する福祉政策の提唱がなされたことに端を発し、発展してきました。現在では、飼育する動物たちの生活環境に起因する身体に現れる変化を科学的に評価し、最終的には情動部分の変化をも含めた動物の全般的な状態を動物福祉と考え、動物を飼育する上ではこの動物福祉を把握し、より良い状態を目指すことが重要とされています。

国内においても、家畜では動物の愛護及び管理に関する法律の遵守の他、農林水産省からアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針などが示され、動物福祉への配慮が求められています。

世界動物園水族館協会では、2015年に保全戦略及び動物福祉戦略を策定し、動物福祉を良好な状態とすることは、動物園等における野生動物の保全の取組に不可欠なものと提唱しており、欧州をはじめとする多くの先進的な動物園等が動物福祉を向上するための規定を設け、取組を進めています。野生動物の保全活動を継続していくためには、世界の動物園等との連携が必要ですが、そのためには、組織として動物福祉に対する考えや取組などを提示していくことが求められています。

### ④ 国内法令の現況

日本の現行法令においては、動物園等は博物館法により博物館として登録できる施設となっていますが、登録は任意であり、博物館法は生物多様性の保全活動の推進を図る目的にはなっていません。また、都市公園法においては公園施設に

ある教養施設の一つとして動物園が挙げられているため、地方公共団体が設置した動物園等は、都市公園として整備されるものが多いですが、同法は動物園等の設置目的及び運営方針等について指針を与えるものではありません。

また、動物園等が生物多様性の保全において重要な役割を有していることは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の 2017 年の改正によって、条文に明記され、認定希少種保全動物園等制度が導入されましたが、具体的な保全措置は各施設の判断に任されています。

さらに、飼育する動物の適正な取り扱いについては、動物の愛護及び管理に関する法律の下、展示動物の飼養及び保管に関する基準を遵守することが義務付けられており、同基準については、国際的な動向を踏まえ、2020 年施行の法改正により厳格化されました。しかし、動物福祉の観点において、動物の尊厳を重視する立場から客観的、科学的根拠を基にどう飼育するかを判断する視点は明記されていません。

以上のことから、日本の法令においては、保全と福祉を両立させるという世界動物園水族館協会の動物福祉戦略及び諸外国の法令に見られる基本理念を読み取することは困難です。

## ⑤ 市の政策目標の達成手段として条例化が必要な理由

札幌市では、第 2 次札幌市環境基本計画や生物多様性さっぽろビジョンで示されるように「自然共生社会の実現に貢献すること」を生物多様性保全の政策目標としています。

動物園等は生物多様性の保全に寄与すべき施設であることから、この政策目標を達成するための手段として、円山動物園の取組を推進するだけでなく、それぞれの動物園等が行う野生動物の保全活動を市が支援することで、動物園等の活動を強化し、そうした活動を将来にわたって継続することが必要と考えます。また市内外に対し動物園等のあるべき姿を示すことで、動物園等の関係者だけでなく市民一人ひとりの意識の醸成を図り、社会全体の生物多様性の保全活動の実践に繋げていくことが重要と考えます。

こうした仕組みを構築するためのルールは、市民の意思を決定する議会によって定める必要があります。

## ⑥ 円山動物園の運営の根拠条例として

円山動物園の将来に渡る取組の安定性及び実効性を確保するためにも札幌市円山動物園基本方針ビジョン 2050 で示した運営の普遍的な基本的事項を条例化する必要があると考えます。

### (2) 条例の考え方や構成について

本条例は、(1) 条例制定の必要性と意義を鑑み、条例に盛り込む項目及び内容を以下のように検討しました。

- ① 動物園という施設から、水生動物に特化した施設が水族館となり、昆虫類に特化した施設が昆虫館となった背景を踏まえ、この条例の名称は、水族館や昆虫館などを包括する動物園 (Zoo) を名称とした「札幌市動物園条例」とすること
- ② 関連法令の規制措置を補完し、動物園等の活動は何を目的に、どんな取組を行うべきなのか、動物園等は野生動物を飼育する際にどのように生活環境を整えるべきなのかに視点を置き、動物園等のあるべき姿を捉えることができるものとすること
- ③ 動物園等は、生息域外保全を行う施設として存在するが、究極的には生息域内保全に寄与することを使命とする施設とすること
- ④ 動物園等における動物の飼育及び生物多様性の保全に関わる事業（種の保存、調査及び研究、環境教育）を行う際には、良好な動物福祉の確保が必要不可欠であることを根底におき、良好な動物福祉の確保のために動物園等に共通して求められるべき事項や円山動物園の運営において実施すべき基本的事項を明確にすること
- ⑤ 動物園等の取り組むべき内容を理念として掲げるのみでは実効性を担保できないと考えられることから、札幌市としては条例の普及啓発を行うことはもとより、条例の目的を理解し、保全を推進しようとする市域の動物園等に対し登録制度を設けることとし、条文には手続き、登録要件、審査機関などを規定すると

もに、市は登録園館に対し助言、情報共有、能力開発及び事業補助などの支援を行うことができるものとする

- ⑥ 生物多様性の保全を推進するためには市民と協働することが重要であることから、市民にできるだけわかりやすく伝えることができる表現を用いるとともに、動物園等の行う野生動物の保全活動においては国際協力が不可欠であることから、英訳しても理解しやすい表現とすることを心がけること
- ⑦ なぜ本条例を制定するのか、100年先も見据えた札幌市民に残すべき普遍的な動物園はどんなものであるかというビジョンを示すとともに、円山動物園をどのような動物園としていくかなどについて盛り込んだ前文を設けること
- ⑧ 構成は、前文、第1章総則、第2章動物園等、第3章登録、第4章円山動物園、第5章基金、第6章市民動物園会議に区分し、第1章、第2章は動物園のあるべき姿や実施されるべき事柄を理念として規定し、第3章は動物園等が札幌市から一定の支援を受けるため任意で行う登録制度の根拠規定と位置づけ、第4章は円山動物園があるべき姿を将来にわたって実現し続けていくためにどのようなことを基本に運営していくかを明らかにし、第5章は本条例の目的を推進するための基金の根拠規定と位置づけ、第6章は附属機関として設置している市民動物園会議を、既存の「円山動物園の運営方針の審議」のみでなく、本条例の運用状況を踏まえ、登録を受けた動物園等を含む本条例の推進策や改正内容を検討する機関として位置付けること

## 【条例の構成】

### 前文

#### 第1章 総則

(1) 目的、(2) 定義 (①動物、②野生動物、③動物園、水族館その他動物展示施設、④動物福祉、⑤生息域内保全、⑥生息域外保全、⑦累代飼育)、(3) 基本理念、(4) 市の責務、(5) 市民の責務、(6) 事業者の責務

#### 第2章 動物園等

(7) 保全措置、(8) 良好な動物福祉の確保、(9) 活動情報の公表

#### 第3章 登録

(10) 登録、(11) 登録の申請、(12) 登録要件の審査、(13) 登録事項等の変更、(14) 登録の更新、(15) 報告及び調査、(16) 指導及び勧告、(17) 命令、(18) 登録の取消し、(19) 登録施設への支援、

#### 第4章 円山動物園

(20) 運営方針及び実施計画の策定、(21) 良好な動物福祉の確保、(22) 円山動物園動物福祉の日、(23) 動物の展示及び教育活動における原則、(24) 施設の整備及び管理、(25) 円山動物園安全点検強化の日、(26) 危機管理、(27) 国内外の動物園等関係機関との連携、(28) 人材の確保及び人材の育成、(29) 市民等との情報共有

#### 第5章 基金

(30) 基金

#### 第6章 市民動物園会議

(31) 市民動物園会議

## 2 条例に盛り込むべき内容

---

### 前文

---

本検討部会における各項目を検討する際に問題意識や今後の展望として、以下のことを前文に盛り込むべきと考えます。

「札幌市円山動物園は、戦後間もない1951年、戦争に疲れ、荒廃した市民の心を和らげるために開設されました。以来、人々が集い、憩い、そして学ぶ場としてさまざまな世代の多くの方々に親しまれて来ました。

日本の動物園及び水族館（以下「動物園等」という。）は、円山動物園と同様に、人々の癒しの場として発展をしてきましたが、今日においては、生物多様性の保全や教育、調査研究へと社会的に求められている役割が変化、高度化してきています。

生物多様性は、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの多様性で成り立っていますが、動物園等については、とりわけ「種の多様性」保全に向けた生息域内保全の補完としての生息域外保全の役割を果たすことが求められています。

地球上から絶滅する生物種は、100年前は1年間に1種でしたが、今日では、1年間に約4万種がこの地球上から姿を消しています。驚くべきことに、たった100年で約4万倍以上のスピードになっています。

このような状況の下、地球上のさまざまな動物を飼育展示し、繁殖させる動物園等が生物多様性保全に果たす役割は、ますます重要になってきています。

また、動物園等は、直接的な保全活動のほかにも、飼育展示動物を通じた環境教育によって、人々が地球環境に配慮した生活様式へと行動変容をできるように促すなど、生物多様性保全の重要な拠点として認識されてきています。

当然ながら、人々の行動変容が進んでいくには、動物園等における活動が、市民自らが参加し、動物園等との協働の下、行われることが肝要です。市民とともに考え、決め、行動し、そしてその振り返りも市民と一緒にすることが今日の動物園等には求められています。

加えて、今日の動物園等は、飼育展示する動物が、動物種ごとの本来の生理や生

態を保ちながら幸せに暮らしていけるよう、常に良好な動物福祉を追い求めていくことが求められています。

動物福祉とは、英国で発祥したアニマルウェルフェアと同義であり、動物を取り巻く環境、栄養状態、健康状態、その動物種本来の行動をとることが出来るか出来ないか、また、それらの外的、心的要因を受けてその動物がどのような身体的・心理的状态にあるかを指しているものです。

そして、動物のこれらすべての状態が良好であるか否かは、科学的知見を以って客観的に判断するものであり、いわゆる動物愛護的な観点からの「かわいい」「かわいそう」「幸せそう」といった主観的、情緒的な評価とは一線を画すものです。動物園等は、野生動物を人為的に野生から切り取って飼育展示しています。したがって、常に良好な動物福祉を追求し続けることは、日本国内のみならず全世界にある動物園等の義務です。

しかしながら、円山動物園においては、これらのような社会的要請の変化に対応しきれず、単独で暮らす動物を群れで飼育するといった誤った飼育方法、すなわち劣悪な動物福祉によって、大切な動物を死亡させてしまうといった過ちを犯してしまいました。その過ちを糧とし、再度繰り返さないために、動物飼育に従事する職員の新たな制度を整え、獣医療体制の充実を図るなどの取り組みを行うとともに、良好な動物福祉の確保を根幹として、保全と教育を中心に据えた運営を行っていくための、長期運営方針「ビジョン 2050」を策定し、開園 100 年を迎える 2050 年においても、多くの皆様に愛される動物園でありつづけることを目指しています。

一方、我が国の法制度には、動物園等を総括的に規定したものは無いとともに、動物福祉について真正面からとらえたものがなく、そのことが動物園等の位置づけやあり方を不安定にしています。

そこで、動物園等の位置づけや役割、そして良好な動物福祉の確保に向けた取り組みなどを明らかにし、市内で野生動物等を飼育するすべての施設が、常に良好な動物福祉を追求し続けるとともに、真に生物多様性保全のために活動する施設になり、互いに協力しながら生物多様性保全のために活動していけるように、私たちみんなでそれらの施設を育てていくため、ここに札幌市動物園条例を制定します。」

## 第1章 総則

---

### (1) 目的

動物園等が野生動物を飼育する目的は、野生動物の飼育、展示、教育、研究などの活動を通じて、野生動物を保全するためであり、ひいては地域から地球上の生物多様性の保全に貢献することです。こうした動物園等の生物多様性の保全に関する活動は、公共の利益に合致すると考えられます。

そこで目的は、「**現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること**」とし、そのために必要な以下のことを目的規定に定めるべきと考えます。

**「動物園及び水族館その他の動物展示施設（以下、「動物園等」という。）が生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、動物園等の活動の基本理念や責務等を明らかにすること」**

### (2) 定義

#### ① 動物

「動物」とは、動物取扱業の登録対象となっているほ乳類、鳥類、爬虫類に対象を限定するものではなく、また家畜なども含む全ての種類の動物を指すため、以下のように定めるべきと考えます。

**「この条例において、動物とは、ほ乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他の多細胞生物をいう。ただし、植物や菌類を除く」**

#### ② 野生動物

「野生動物」とは、人為的に遺伝子改良を加えられていない（家畜化されていない）動物を指すものとし、人の管理下の有無に関わらないものと考えます。そのため以下のように定めるべきと考えます。

**「この条例において野生動物とは、家畜化されていない動物をいい、自然生息地で生育した個体群並びに人の管理下で飼育及び繁殖した飼育下個体群をいう」**

**【補足して解説書に記載すべき内容】**

ノネコやノイヌなど自然環境下に生息する家畜は野生動物には含まれないも

のと考えます。

### ③ 動物園及び水族館その他の動物展示施設

「動物園及び水族館その他の動物展示施設（動物園等）」とは、主に野生動物を飼育展示する施設のうち、種の保存のために何世代にもわたって繁殖を可能とする飼育繁殖技術を研究するとともに、調査及び研究や教育活動を推進することで生物多様性の保全に貢献する施設を指すものと考えます。そのため、主に家畜を飼育展示している施設や大学その他の研究機関の野生動物の展示を行っていない施設、また野生動物の販売や娯楽を主な目的として運営している施設は、ここにいう動物園等には含まれません。

そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「主に野生動物を飼育し、展示する施設」**

**「繁殖及び累代飼育を目指している施設」**

**「野生動物の保全に関する研究及び教育を通じて生物多様性の保全に寄与する施設」**

### ④ 動物福祉

「動物福祉」とは、英国で発祥したアニマルウェルフェアと同義として扱い、動物を取り巻く環境、栄養状態、健康状態、本来の行動をとれるかとれないか、また、それらの外的、心的要因を受けて、その動物がどのような身体的・心理的状态にあるかを指していると考えます。また、そうした動物の全般的な状態が良好であるか否かを、科学的知見をもって客観的に判断するものです。いわゆる動物愛護といった人が動物に対して「かわいい」「楽しそう」「うれしそう」「幸せそう」といった主観的、情緒的な視点からの評価とは一線を画するものと解します。

そのため、以下のように定めるべきと考えます。

**「動物福祉とは、科学的指標を用いて客観的に判断される動物の身体的及び心理的な状態をいう」**

**【補足して解説書に記載すべき内容】**

・動物福祉という定義の理解を深めるため、アニマルウェルフェアという考え

方の発祥や経緯について

・動物福祉は、人が何かをしてあげることや、幸福な状態を示唆するものではなく、良くも悪くも変化するものと理解するものです。

#### ⑤ 生息域内保全

「生息域内保全」の定義について、生物多様性条約では、「生息域内保全とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに持続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう」（第2条）と定めています。この条例は野生動物の保全を通じた生息域内保全を主たる目的とするので、飼育種又は栽培種に関する規定については割愛し、以下のように定めるべきと考えます。

**「この条例において生息域内保全とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいう」**

#### ⑥ 生息域外保全

「生息域外保全」の定義について、生物多様性条約では「生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう」（第2条）と定め、この生息域外保全の活動は、主として生息域内保全の活動を補完するために行われるべきであることが定められています（第9条）。そのため、以下のように定めるべきと考えます。

**「この条例において生息域外保全とは、主として生息域内保全を補完するため、生物多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう」**

#### ⑦ 累代飼育

「累代飼育」とは、最低3世代以上に渡って繁殖する技術を確立し、飼育を継続することを指すものであるので、以下のように定めるべきと考えます。

**「この条例において累代飼育とは、遺伝的多様性を維持しつつ、動物を最低3世代以上に渡って安定的に繁殖させ、かつ飼育下個体群を維持することをい**

う」

### (3) 基本理念

動物園等は、野生動物の保全活動を継続的に実施していくためには、動物を健全に飼育していくことが必要不可欠となります。健全な動物の飼育管理なくしては、種を十全に保存することが極めて困難となることはもちろんのこと、生き生きとした動物の展示を実施して、来園者に保全のメッセージを伝えていくことすらできません。そのため、そうした活動の根幹には、飼育する動物たちの良好な動物福祉を確保しなければならないという考え方が必要です。

また、動物園等は、「自然への扉」と言われるように、人々が生きものや自然の不思議に気づき（自然認識）、生きものが生態系の中で重要な構成要素であることを理解することで、生きものの尊厳を守り、生物多様性の保全のために何ができるかを考えられるような場所でなくてはなりません。そのため動物園等のすべての活動を通じて、人々の自然認識という感性を刺激し、生物多様性の保全の重要性への理解を醸成する機会を市民に提供していくことが重要です。

そして、こうした活動を将来に渡って継続していくためには、動物園等の保全活動への市民、事業者等（以下、「市民等」という。）の理解、協力、支援が必要であると考えます。また、動物園等は、調査及び研究活動から得られる成果を市民等へ還元し、人と自然が共生し、精神的な豊かさを実感できるような地域社会の構築に貢献するという認識を深めることが重要です。

そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「動物園等の活動は、生物多様性の保全に寄与することを目的に行われるものとし、その活動においては最新の科学的知見に基づき客観的に評価された良好な動物福祉が確保されることを基本とする」**

**「動物園等の活動は、生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、それらが生態系の重要な構成要素であることを認識するとともに、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供することを基本とする」**

**「動物園等の活動は、市民との協働の下で行われることを基本とする」**

**【補足して解説書に記載すべき内容】**

・「協働」とは、共通の目的のために、異なる団体同士が役割分担を図りながら、

対等の立場で協力し、共に活動することです。

#### (4) 市の責務

市は、動物園等の生物多様性の保全活動を推進するために、動物園等を支援する総合的な施策を策定及び実施すること、市が設置した動物園等について適正な運営を実施することを法的義務と位置付けられるべきと考えます。また条例の目的の達成に向け、動物園等の保全活動をさらに活性化していくためには、市は、動物園等を支援する仕組みの構築に向けて積極的かつ継続的に検討をしなければならないものと考えます。

そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「市は、動物園等の行う生物多様性保全の取組みを十分に認識し、動物園等を支援する総合的な施策を策定及び実施する」**

**「市は、市が設置した動物園等については、本条例の目的や理念等に沿って適正に運営するとともに、その運営については適宜公表し、市民等の理解と協力を得られるようにしなければならない」**

#### (5) 市民の責務

動物園等の生物多様性の保全に関する活動は、市民に還元されるものであるため、市民は、動物園等が生物多様性の保全活動を行っていることへの理解を深め、その活動に協力し、動物園から知り得たことを活かし生物多様性の保全につながるような生活スタイルを自ら取り入れていくよう努力すべく規定を設けるべきと考えます。動物園等の活動への協力については、活動への直接参加や寄附という形の協力だけでなく、活動を知ること、知ったことを知人、友人あるいは家族の間で話し合い、伝えていくことなど様々な形で発信していくという協力のかたちがあり得ると考えます。そのため、以下を定めるべきと考えます。

**「市民は、動物園等の生物多様性の保全活動への理解を深め、支援するとともに、生物多様性の保全に留意した日常生活を営むよう努めるものとする」**

#### (6) 事業者の責務

事業者は、市民の責務と同様に、動物園の生物多様性の保全活動について理解を

深め、事業活動における生物多様性の保全活動に活かす企業努力を常にしなければならないと考えます。

また、事業者が動物園等を設置する際には、市の責務と同様、設置した動物園等について適正な運営を実施しなければならないと考えます。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「事業者は、動物園等の生物多様性の保全活動への理解を深め、支援するとともに、生物多様性の保全に配慮した事業活動を推進するものとする」**

**「市以外の事業者が動物園等を設置する場合には、本条例の目的や理念を十分に理解したうえで適正に運営しなければならない。」**

## 第2章 動物園等

---

### (7) 保全措置

第2章は、動物園等が実施する取組みを掲げる章と考えます。そこでまず、本条項では、動物園等が生物多様性の保全のために実施すべき事業を具体的に掲げます。

野生動物を動物園等で飼育するということは、野生動物を本来の生息地以外の場所で保全するという生息域外保全の実効的展開が不可欠です。生息域外保全の取組みには、種の保存や教育を目的とした動物の収集、調査及び研究、飼育技術や繁殖技術の確立が求められます。

また、生息域外保全の活動は、主として生息域内保全を補完するために行われるものであるため、動物園等は、生息域内保全の活動に積極的に関与していくことが望まれます。

野生動物を守っていくためには、人間一人一人が生態系からの恩恵を享受しているという生きものつながりを認識し、生息地環境を保全することの重要性と緊急性への理解を深め、自然環境を改善するためにできることをそれぞれの生活様式の中で実践していくことが最も必要と考えます。動物園等が他の社会教育施設と大きく異なる点は、施設利用者が生きた動物たちの魅力をダイレクトに感じる点ができる点です。そのため動物園等は、動物の展示や教育活動、様々な媒体を通じた情報提供などを通じて、野生動物の本来の生態や生息環境を正しく伝え、生きもの魅力を楽しみながら学ぶ様々な機会を提供すべきです。そして、動物たちを取り巻く環境や私たち人間活動が野生動物に及ぼす影響などを伝え、さらには多くの人々へ生物

多様性の保全への取組みを実践につなげるきっかけ作りをしなければならないものと考えます。

そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「動物園等は、生物多様性の保全を推進するため、次に掲げる事業を行う。」**

- 一 動物の収集に関すること
- 二 野生動物の保全を目的とした調査及び研究に関すること
- 三 種の保存に関すること
- 四 生息域内保全に関すること
- 五 動物本来の生態を伝える動物の展示及び教育活動に関すること
- 六 動物園等の活動に有益な情報を収集及び提供すること

【補足して解説書に記載すべき内容】

一 動物の収集に関すること

- ・動物の収集は、長期的な収集計画に基づき行われるべきです。
- ・動物の収集は、可能な限り飼育下で繁殖した個体を入手するべきであり、野生から入手する際には、野生個体群を含む生態系への影響に十分配慮しなければなりません。
- ・動物の入手においては適法に取得するとともに、動物園等で飼育する動物が違法に取引されないようにしなければなりません。
- ・動物を輸送する際には、国際基準を遵守しなければなりません。
- ・動物の収集は、動物福祉への配慮が十分なされるとともに、生涯にわたる責任が必要です。動物園等の経営―入場者数と収益（定量的評価）のみに着目し、社会の時流（ブーム）に便乗し、「かわいい」「面白い」といった動物の収集に陥らないようにしなければなりません。

二 野生動物の保全を目的とした調査及び研究に関すること

- ・野生動物の保全を目的とした調査及び研究は優先して行うべきですが、それ以外の、例えば環境教育や社会（生涯）教育、医学、リハビリテーション学等といったその他の調査及び研究を否定するものではありません。

三 種の保存に関すること

- ・「種の保存に関すること」とは、動物の飼育や繁殖に関する技術の確立を目指し、さらにはそれを実践することを指し、動物の細胞や配偶子を凍結等によって保存

する遺伝資源の保存等の取組も含まれます。また、直接、繁殖等に取り組んでいなくても、種の保存に関する計画に参画し、その種の飼育施設として活動に協力することも含まれます。

#### 四 生息域内保全に関すること

- ・生息域外保全の具体的活動には、生息地保全、普及啓発、資源や技術の提供、並びに再導入、補充及び移植等の保全措置などがあります。

#### 五 動物本来の生態を伝える動物の展示及び教育活動に関すること

- ・生物多様性の保全を伝える教育活動においては、科学的知見に基づくべきであり、ワークショップのような参加型の学習やそれぞれが感じたことを意見交換しあうコミュニケーションを重視した方法で、生物多様性の保全への問題意識、それに対する自分自身の意識変化を創り出すことが重要です。
- ・動物の展示や教育活動においては、施設利用者に本来の生態とは異なる行動（洋服を着せたり、擬人化させたり、ある種のショーとして演芸等を行わせる）を見せることは、野生動物に対する正確な理解を阻害するばかりか、動物への尊厳を否定する誤った認識を植え付ける危険性があり、実施すべきではありません。
- ・教育活動において野生動物を活用する場合には、生物多様性に関する教育効果が得られない又は動物福祉が低下するプログラムは行わない、もしくはプログラムを変更又は中止するべきです。例えば、野生動物に直接接触するプログラムや給餌体験は、野生動物との付き合い方や認識について、誤解を生ずる危険性があります。

#### 六 動物園等の活動に有益な情報を収集及び提供すること

- ・動物園等は、野生動物等に関する科学的な新たな知見、多くの情報を絶えず収集し、簡単に共有できる形で記録し、恒久的に更新すべきです。それらの情報は、生物多様性の保全活動を他の機関と協働して推進するために、他機関に求められた場合にはいつでも提供できるようにしておかなければなりません。また動物園等は、市民等のニーズを把握するとともに、動物園等の活動から得られた情報等を提供し、お互いに支援しあえる社会協働を推進するよう努めるべきです。

### **(8) 良好な動物福祉の確保**

動物園等が飼育する動物に対し良好な動物福祉を確保するためには、動物種ごとの最適な温度や湿度、地理的かつ環境的条件を備えた施設整備、必要かつ十分な栄養、

単独生活か群生活かといった社会的条件、発情時期や消化時間などの生理的条件、さらには個体や年齢といった個性（特徴）や嗜好性に至るまで、動物が生存、繁殖、育成する上で必要と考えられる様々な身体的、心理的要求に対応しなければなりません。また、そうした身体的、心理的要求を判断するためには、科学的根拠に基づいた評価基準を設け、観察、記録、分析し、必要に応じて規程の改善を実施する体制を整えることが重要です。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「動物園等は、動物の種及び個体の要求を科学的知見に基づき判断し、それぞれに適した生活環境を提供するとともに、疾病の予防と治療を適切に実施できる獣医療体制を整えること」**

**「動物園等は、動物福祉に関する規程を別に定め、適切に規程を遵守しているかを科学的に評価し、その運営に関し、必要に応じて改善のための措置をとること」**

**「動物園等は、最新の科学的知見及び専門的助言に基づいて、前項に定めた規程の見直しを適宜、実施すること」**

**【補足して解説書に記載すべき内容】**

- ・飼育する動物に対する良好な動物福祉は長期的飼育管理計画の下、適切に確保されなければなりません。動物を他施設へ移動する場合にも、相手先の受け入れ状況（保全活動や動物福祉の取組）等を十分に確認するなど、生涯にわたる良好な動物福祉の確保に努めるべきです。
- ・動物福祉に関する規程を作成する際は、栄養管理に関する事項、飼育展示施設の整備に関する事項、飼育環境に関する事項、健康管理（獣医療）に関する事項、環境エンリッチメントに関する事項、ハズバンドアリートレーニングに関する事項等を盛り込み、日常的な作業においては、常にこれらの規程を念頭におき遵守するよう努めるべきです。
- ・研究や教育活動において、新たなプログラムを行う場合には、事前に動物福祉への影響を最小限にしたものであることを確認することが重要です。プログラムの途中でも、常に、動物の行動、しぐさ、表情等をモニタリングし、もし当該動物がプログラムに積極でない、もしくは拒絶している等の反応を示した場合やその他動物福祉の低下が見受けられた場合には、そのプログラムは即刻中止するべきです。

## (9) 活動情報の公表

動物園等は、生物多様性の保全活動や保全活動の基盤となる動物福祉に関わる取組みなどについて、市民等の理解と協力を仰ぐため、どのようなことを計画し、実施したかをホームページや紙媒体などを通じて、わかりやすく公表することが望まれます。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「第2章に係る活動を記録し、保存し、一般公衆が情報を得られやすいようインターネット等を活用するなどして随時公表する」**

## 第3章 登録

---

条例の目的である動物園等の生物多様性の保全の取組みを推進するため、条例に任意の登録制度を設け、登録された動物園等の実施する保全措置を市が支援する仕組みが必要と考えます。生物多様性の保全に資するという要件を満たすかどうかについては、市は、公平性、公正性を担保するため第三者委員会による審査を実施します。市は、要件を満たし登録に値する施設を、例えば「登録動物園等」と呼称し、広報したり、各種技術支援を行ったり、活動に対して補助金を給付するなどの助成制度を設けることで、本条例が目指す生物多様性の保全に向けた実効性（実現可能性と持続可能性）は確実に高まるものと考えます。また登録後、登録要件を欠く実態が把握された場合には、即登録を取り消すのではなく、登録要件を保持するよう当該施設に対し指導又は勧告を行い、適正かつ適切な管理制度とすることが望ましいと考えられます。

そのため第3章には登録制度として、以下のことを定めるべきと考えます。

### (10) 登録

**「動物園等を設置し、又は運営する者で、次の各号のいずれにも適合している場合は、申請により、(仮称)登録動物園等として、市長により登録を受けることができる。**

- 一 主たる飼育動物が野生動物であること
- 二 野生動物の飼育が展示を前提としていること
- 三 事業の運営方針が生物多様性の保全への寄与を目的としていること
- 四 繁殖、教育、研究など飼育又は収集する目的が動物種ごとに設定されていること

- 五 (7)に規定する保全措置への取組みが実施されていること
- 六 (8)に規定する良好な動物福祉の確保への取組みが実践されていること
- 七 (9)に規定する活動情報の公表の取組みが実施されていること
- 八 その他本条例の目的及び理念を十分に理解し実行していること 」

#### (11) 登録の申請

「前条の(仮称)登録動物園等の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 動物園等の設置者の氏名若しくは屋号及び住所その他の連絡先並びに法人に合ってはその方人命(商号)、代表者の使命及び住所その他の連絡先
- 二 動物園等の施設の名称及びその所在地 」

「前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法人の定款の写し又は設置条例の写し
- 二 建物及び土地の図面
- 三 当該年度の事業計画書及び予算書
- 四 動物の飼育及び収集する目的のわかる保有動物一覧書
- 五 重点的に繁殖又は生息域内保全に取り組んでいる種の事業計画書
- 六 動物福祉に関する規程
- 七 生物多様性の保全に向けた調査及び研究、教育、獣医療その他の体制が分かる書類
- 八 動物又は施設利用者若しくは従業員の安全に係る危機管理マニュアル 」

#### (12) 登録要件の審査

「市長は、登録の審査にあたり、第三者委員会を設置する」

「市長は、第三者委員会が登録要件をすべて具備していると認定したときは、(11)の第一項第一号及び第二号に掲げる事項及び登録年月日を登録簿に登録するとともに、登録した旨を当該申請者に通知しなければならない」

「第三者委員会が登録要件を満たしていないと判断した事業者に対しては登録しない旨及びその理由を速やかに通知しなければならない」

「前項によって登録を受けた動物園等は、「(仮称)登録動物園等」という名称を屋

号、法人名、商号等で使用することができる。」

(13) 登録事項等の変更

「動物園等の設置者は、(11) 第一項各号に掲げる事項について変更があったとき、又は第二項に規定する添付書類の記載事項に重要な変更があったときは、その旨を市に届けでなければならない」

「市長は、(11) 第一項各号に掲げる事項に変更があったことを知ったときは、当該動物園等の登録簿を遅滞なく変更し、かつその旨を公表しなければならない。」

(14) 登録の更新

「(仮称)登録動物園等の登録は、市長が別に定める規則に従って、その年限ごとに更新しなければ、その期限の翌日から効力を失う」

「(仮称)登録動物園等が登録を更新する場合には、前項の免許有効期限の3か月前より1か月前(以下、「登録更新申請期間」という。)までに申請しなければならない。但し、正当な理由があるときは、この限りでない」

「市長は、登録更新申請期間内に登録更新の申請をした(仮称)登録動物園等に対して、(10)から(12)までの規定に基づく審査を適正に行わなければならない」

「登録更新申請期間内に登録更新の申請をした(仮称)登録動物園等に何らの不備もなく、かつ市長が登録有効期限までに正当な理由なく登録更新に係る処分をしない場合には、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」

「前項の場合において、更新後の登録の有効期間は、更新手続が完了した日の翌日から起算するものとする 」

(15) 報告及び調査

「市長は、この条例の施行に必要な限度において、(仮称)登録動物園等に対し、その組織及び運営に関する状況等について報告を求めることができる」

「市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、その職員に、(仮称)登録動物園等に立ち入り、その組織及び運営に関する状況等を調査させ、又は当該園館の関係者に質問させることができる」

「前項の規定による立ち入り調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」

(16) 指導又は勧告

「市長は、(仮称)登録動物園等が(10)の各号の規定を遵守していないと認められるときは、当該(仮称)登録動物園等に対し、当該規定を遵守し必要な措置を取るべきことを指導し、又は期限を定めて文書により勧告することができる」

(17) 命令

「市長は、前条の指導又は勧告を行ったにも関わらず、しかるべく改善がなされていないと思料する場合には、必要な措置をとるべきことを命ずることができる」

(18) 登録の取消し

「市長は、前条の規定に基づき必要な措置を命じた後も(仮称)登録動物園等が(10)の各号に掲げる要件に適合しないと認めたとき、又は虚偽の申請に基づいて登録した事実を発見したときは、当該(仮称)登録動物園等に係る登録を取り消すことができる」

「市長は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該(仮称)登録動物園等の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない」

「市長は、本条に基づいて登録を取り消された事業者に対して、本条例に基づいて実行された経済的支援の全部又は一部について、その返還を求めることができる」

(19) (仮称)登録動物園等への支援

「市長は、(仮称)登録動物園等の生物多様性の保全の取組みを啓発するため、ホームページ等により(仮称)登録動物園等の名称、その取組その他の情報を公表する」

「市長は、(仮称)登録動物園等と連携を図りながら、技術的指導及び助言その他の関与をすることができる」

「市長は、動物園等の生物多様性の保全活動を推進するため、(仮称)登録動物園等に対して、必要な財政上の支援を行うことができる」

## 第4章 円山動物園

### (20) 運営方針及び実施計画の策定

平成31年3月に策定した札幌市円山動物園基本方針ビジョン2050及びビジョン2050実施計画に対して住民の代表機関たる議会による法的基盤を与えるとともに、運営方針や実施計画の策定、見直しに関する基本的事項を定め、保全を目的とした取組みを着実に推進することが重要です。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「市長は、本条例の（１）の目的を達成するため、総合的かつ計画的な運営方針を策定する」**

**「前項の運営方針は、適切な計画期間を設定するものとし、その時々野生動物及び地球環境の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう考慮する」**

**「運営方針に定める事項は市長が別に定める」**

**「運営方針は、社会情勢等の変化に伴い、計画内容及び計画期間を見直す必要が生じたときは、計画期間内であっても変更する」**

**「市長は、運営方針に沿った運営を実現するため、中期的かつ具体的な計画（以下「実施計画」という）を定める」**

**「前項の実施計画に定める事項は市長が別に定める」**

**【補足して解説書に記載すべき内容】**

- ・「適切な計画期間とは、10年程度を基本とするが、設定した目標など必要に応じてそれ以上の期間を否定するものではありません」など、具体的な数値を解説書などへ記載し、市民等への理解や透明性を高めるべきと考えます。

**【施行規則等に設定すべき内容】**

- ・野生動物の保全に関する活動は、長期的な視点に立って計画を策定し、着実にこれを実行することが重要であるため、それらを推進するために必要な要素については、運営方針や実施計画に記載しておくべき事項として設定すべきです。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「運営方針には以下の事項を定める**

- 一 当該計画期間における運営理念
- 二 重点取組項目及び推進方策

三 飼育展示する動物種に関する方針

四 施設整備に関する方針

五 その他市長が必要と認めた項目」

「実施計画には以下の事項を定める

一 重点取組項目に対応する実施事業の概要と取組指標

二 動物の飼育及び繁殖に関する年次計画

三 施設整備に関する年次計画

四 その他市長が必要と認めた項目」

## (21) 良好な動物福祉の確保

第2章動物園等の(8)の規定を受け、円山動物園においては、円山動物園動物福祉委員会(以下、「動物福祉委員会」という。)を設置し、動物福祉規程を策定し、最新の科学的知見に基づく当該規程内容の改定等を、時宜に応じて着実に実施することが肝要です。

また、動物園運営に関わる職員一人一人においては、常日頃から、動物福祉への影響に配慮し、動物の健康管理、飼育管理、施設管理、教育プログラム、広報イベント等その他の業務において、良好な動物福祉を確保しなければなりません。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

「市長は、飼育する動物の良好な動物福祉を確保するため、以下を整えた飼育管理に努める

一 動物の種及び個体における身体的、心理的要件に適合した飼育環境

二 疾病の予防及び治療を適切に実施できる質の高い獣医療体制」

「市長は、動物の飼育管理における動物福祉の向上の取組みについて調査・研究し、審議し、又は改善を図るため円山動物園動物福祉委員会を設置する」

「円山動物園動物福祉委員会の運営に関する事項については、市長が別に定める」

「円山動物園動物福祉委員会は、市長が別に定める事項を含めた動物福祉に関する規程を定め、円山動物園が適切に当該規程を遵守しているかを評価する」

「市長は、円山動物園動物福祉委員会の評価を受け、円山動物園の運営に対して改善のための必要な措置をとることができる」

「円山動物園動物福祉委員会は、最新の科学的知見に基づいて、適宜、規程の見直

**しを行い、改正された規程は、速やかに公表するものとする」**

**「職員は、常に各自の業務において、良好な動物福祉を確保できるように努めるものとする」**

**【補足して解説書に記載すべき内容】**

- ・職員とは円山動物園の運営に関与する全ての職員を指します。

**【施行規則等に設定すべき内容】**

- ・良好な動物福祉を確保するための取組みに対する透明性を担保するため、また第1項の飼育管理体制を確保するために必要な具体的取組事項を設定すべきです。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「円山動物園は、動物福祉規程に以下の事項に関わることを定めることとする。**

**一 第2章の良好な動物福祉の確保に関する解説書に列挙する事項（栄養管理に関する事項、飼育展示施設の整備や飼育環境に関する事項、健康管理（獣医療）に関する事項、環境エンリッチメントに関する事項、ハズバンダリートレーニング）**

**二 動物福祉の評価に関する委員会の組織及び運営に関する事項**

**三 安楽殺に係る判断を行うための倫理規程や審議委員会に関する事項」**

- ・円山動物園は、動物の愛護及び管理に関する法律においては禁止されていないが、良好な動物福祉の確保にならないと考えられる次に挙げるような行為については禁止事項とするべきです。なお、その際には、現行法令の精査を行い、検討の上、掲載すべきと考えます。

**「一 動物の生態又は獣医学的見地から、不適切、不必要な親子の早期分離**

**二 生物多様性の保全に寄与しない近親交配や異種交雑等の繁殖**

**三 洋服を着せる、演芸を行うなど、野生種の本来あるべき生態を損なう擬人化した展示**

**四 集団生活を行う種の単独展示」**

- ・なお、動物福祉の評価に関する委員会は、内部委員会としてもよいが、外部専門家にヒアリングを行う、外部委員を委嘱する、又は数年おきに外部監査（例：公益社団法人日本動物園水族館協会）を受けるなどし、外部専門家による評価をうける仕組みを構築するべきです。
- ・また、安楽殺に関する委員会についても、外部専門家にヒアリングをかける、外

部委員を委嘱する、外部組織へのセカンドオピニオンを図るなど、外部専門家の審議や協力をうける仕組みを構築するべきです。

## **(22) 円山動物園動物福祉の日**

円山動物園では、平成 27 年 7 月 25 日に起きた動物の死亡事故を教訓として、動物福祉の重要性を再認識するための日として、7 月 25 日を「動物福祉の日」に制定しています。「動物福祉の日」は、職員が動物福祉に関わる知識や技術の向上を図る勉強会等を開催するだけでなく、施設利用者に対しても動物福祉の取組みを普及啓発するべき日として、以下のように定めるべきです。なお、全市的に取り組む日とするのではなく、円山動物園における取組として設定するため、名称は「円山動物園動物福祉の日」とすべきと考えます。

**「市は、動物福祉への意識高揚及び取組推進を図ることを目的として、毎年 7 月 25 日を円山動物園動物福祉の日に定める」**

## **(23) 動物の展示及び教育活動における原則**

動物園等は、野生動物の本来の生態や生息環境を正しく伝え、生きものの魅力を楽しみながら学ぶ様々な機会を提供すべきことから、展示や教育活動において、野生動物との関わり方と家畜や伴侶動物との関わり方が同じであるとの誤解や、野生動物が人間と同じように感じて行動するものとの誤解を与えることがないように努めることが重要です。そこで、円山動物園の動物の展示及び教育活動においては、施設利用者へ誤解を与える機会を限りなく無くすため、良好な動物福祉が確保されていたとしても、野生動物と直接又は餌を介して触る体験や人間と同じような感情や社会性があるかのような擬人的な表現は基本的に行わないこととするべきと考えます。

ただし、野生動物と直接接触するプログラムや擬人的な表現がなければ目的とする教育的効果が得られない場合は、円山動物園動物福祉委員会に諮り、そのプログラム等について良好な動物福祉の確保が可能かどうかに加え、それ以外に代替のできない教育的効果であるかを合わせて審議し、実施の可否を判断することが有用と考えます。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「円山動物園の展示及び教育活動は、施設利用者が人と野生動物の間にある一定の距離感や野生動物に対する尊厳を感じとることができるように、野生動物に直接接**

触する教育プログラム及び擬人的表現を用いた掲示物その他の情報発信を、基本的に行わないものとする。ただし、円山動物園動物福祉委員会が良好な動物福祉を確保されていること、かつ、野生動物に直接接触する教育プログラムの効果が当該プログラムのみによって得られるものと判断した場合はその限りではない」

#### (24) 施設の整備及び管理

市長は、円山動物園を整備する際には、良好な動物福祉を確保することができ、かつ生物多様性の保全に資する施設として機能できるように、整備計画を立て、適切に施設管理ができるよう十分配慮しなければなりません。また、施設利用者や職員の安全はもとより、便宜施設の充実など施設利用者の快適性にも配慮しなければなりません。加えて飼育されている動物の安全や快適性を確保した施設管理も行わなければなりません。

また職員は、施設利用者や飼育されている動物の安全、安心及び快適性を確保するために、日々の業務において、施設の安全管理や飼育されている動物の適正な管理に余念があってはなりません。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「市長は、円山動物園を整備する際には、生物多様性の保全又は良好な動物福祉の確保に資する施設として十分に機能することができるよう整備計画を立て、適切に施設管理ができるよう十分配慮しなければならない」**

**「市長は、施設利用者や職員の安全はもとより、便宜施設の充実など施設利用者の快適性にも配慮しなければならない。加えて飼育されている動物の安全や快適性を確保した施設管理も万全を期さなければならない」**

**「職員は、施設利用者や飼育されている動物の安全、安心及び快適性を確保するために、日々の業務において、施設の安全管理及び飼育されている動物の適正な管理に万全を期さなければならない」**

**【補足して解説に記載すべき内容】**

- ・動物舎の施設設計においては、安全、動物福祉、種の保全に対応できる施設を種ごとに整備することが重要となってくるため、種ごとに安全基準や設計方針などを取りまとめて整理し、いつでも閲覧できるようにするとともに、最新の科学的知見に基づいた情報に更新することで、施設整備に関する共通の認識を組織として保持しなければなりません。

## (25) 円山動物園安全点検強化の日

円山動物園では、「円山動物園動物福祉の日」制定とともに、施設利用者、飼育する動物及びその他関係者の安全対策を強化するための日として、毎月28日を「安全対策強化の日」に制定し、施設の安全確認を行っています。職員を始めとする関係者が安全に関する意識の高揚を図るべき日として、条例に制定すべきと考えます。そのため、以下のように定めるべきです。

**「市は、施設利用者及び職員その他の関係者並びに飼育されている動物に対する安全対策の強化を図るとともに、職員その他の関係者の安全管理への意識高揚を図ることを目的として、毎月28日を円山動物園安全点検強化の日に定める」**

## (26) 危機管理

飼育されている動物並びに施設利用者及び職員その他の関係者の安全及び危機管理を徹底するためには、事故等の防止、事故発生時の対策の2つの観点から計画と準備を進めておくことが重要です。また、重大事故発生時には、関係各所への連絡体制及び市民等への迅速な情報提供により、被害の拡大を最小限に抑えなければなりません。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「市長は、飼育する動物並びに施設利用者及び職員その他の関係者の安全に配慮し、自然災害、動物の逸走、感染症その他の事象を未然に防止する危機管理計画及び当該計画を実現する体制を整備しなければならない」**

**「市長は、前項にいう事象発生後の対処に関する危機対応マニュアルを作成し、かつそれに基づく定期的な訓練を実施し、必要に応じて当該マニュアルの見直しも随時実施する」**

**「市長は、市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある事象が発生した場合には、前項のマニュアルに基づいて、直ちに関係機関に通報するとともに、近隣住民などに適切な情報提供及び対応を実施しなければならない」**

## (27) 国内外の動物園等関係機関との連携

国内外の希少動物の保全を継続的に実行していくためには、国内外の大学、研究機関、動物園等その他の関係機関と積極的に協力し、関係施設間で最新の情報及び知

見を共有するとともに、動物のブリーディングローン、生息地支援などの活動を実施していくことが求められています。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「市長は、本条例の目的及び基本理念に従って、実効性のある事業展開を企図するために、円山動物園が国内外の政府、地方公共団体、大学等研究機関、動物園等及び動物園等の活動に関連する国際機関又は団体等と、積極的な連携及び協力を図っていかねばならない」**

## (28) 人材の確保及び人材の育成

飼育動物に対して質の高い飼育管理や獣医療等を実施することは、良好な動物福祉を確保し、種の保存を推進していくために必要不可欠です。そのためには、動物園学、生態学、生理学、栄養学、行動学、動物福祉学、獣医学、保全遺伝学、保全医学等、様々な分野の専門知識を持つ人材を確保する必要があり、またその人材の育成についても継続的に実施することが求められます。特に野生動物に対する衛生管理や疾病については、特殊な予防医学や適切な診療技術などの確立、従事者等の研鑽が必要不可欠なことから、動物園専門獣医師を配置するべきと考えます。

また、職員は新たな知識や技術の習得に努めることはもちろんのこと、野生動物を保全するために必要な経験や知見は大変貴重な財産であることから、最新の科学的知見や情報を常に収集し、将来に引き継いでいくことを意識する必要があります。

そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「市長は、生態学、生理学、栄養学、獣医学等の専門的知識を有する人材を確保しななければならない」**

**「市長は、野生動物を専門的に診療できる獣医師を採用しななければならない」**

**「市長は、動物の飼育業務の高度化、専門家に対応すべく、それに従事し得る人材として、動物専門員を採用しななければならない」**

**「市長は、職員の育成を図るため、最新の知見の収集及び技術習得を目的とした研修、研究及び発表の機会を確保しななければならない」**

**「職員は、最新の科学的知見や情報を収集し、いつでも閲覧できるよう整理するとともに、新たな知識や技術の習得に努めなければならない」**

**【補足して解説に記載すべき内容】**

・動物福祉では、動物の心理的な状態についての解析まで行うことが必要となるこ

とから、行動学や動物福祉学という専門知識が必要となります。

- ・動物園等では生物多様性の保全を意識した活動を行わなければならないことから、保全遺伝学や保全医学という専門知識が必要となります。
- ・円山動物園の獣医師は、日本野生動物医学会認定専門医などの資格取得を目指すなど、高度な医療体制を提供できるようにしなければなりません。
- ・生物多様性の保全や動物福祉のような課題に対しては、グローバルスタンダードの下、高度に専門性を有する職員を確保し、外部（世界）の専門家と強固なネットワークを形成する必要があることから、そのようなことが実現し得る組織体制を目指さなければなりません。

## (29) 市民等との情報共有

本条例の基本理念に掲げられているように、動物園等の活動を将来に渡って推進していくためには、市民等との協働は欠かせません。協働するためには、市民等にまず動物園の活動を知ってもらい、理解を深め、協力したいと考えてもらえるようになることや協力しようとする市民等の考えなどを聞くことも必要です。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「市長は、活動に関わる多様な情報が広く速やかに市民、施設利用者及びその他関係者に周知されるよう情報の発信を怠ってはならない」**

**「市長は、円山動物園の活動に対する市民、施設利用者及びその他関係者の意見等の収集に努めなければならない」**

## 第5章 基金

---

### (30) 基金

動物園等の役割として世間一般に認知されている公益性とは、実在の動物を体感できること、子どもたちが楽しみながら“いのち”について学ぶことができる、あるいは大人も、家族、友人と有意義な余暇を過ごすレクリエーションといった事柄であろうと考えます。その一方で、動物園等が生物多様性の保全に対して重要な役割を果たし得る施設であるという認識は、十分認知されているとはいえないと考えます。そのような状況において、動物園等が生物多様性の保全の取組みにかかる資金を全て負担する、つまり施設利用者からの入園館料、物販その他の収入で賄う、あるいは市

が財政的な支援をするといったことは、現実的には極めて困難と考えられるため、動物園等の生物多様性の保全の取組みを推進するための仕組みとして、それらの取組みに賛同する人々からの直接的な寄附を募り、それを基金として活用すべきと考えます。また、こうした社会公益につながる活動に対する寄附文化の思想等を普及し、文化として定着させるためにも、こういった基金の設置に関しては、積極的に働きかけていく規定が必要と考えます。そのため、以下のことを定めるべきと考えます。

**「市長は、本条例の目的を達成するため、別の条例で定めるところにより、〇〇基金を設置する」**

## **第6章 市民動物園会議**

---

### **(31) 市民動物園会議**

既存の市民動物園会議は、これまで「円山動物園に関する運営方針の審議」を所掌していましたが、円山動物園の運営に関わることを定めた本条例の制定にあたり、その所掌事務を拡大し、円山動物園の運営に関する審議及び本条例の規定についての検討とすべきと考えます。そこで、市民動物園会議の設置根拠を附属機関設置条例から動物園条例に移設し、本条例においては、以下のことを定めるべきと考えます。

なお、市民動物園の審議事項、運営に関すること、表決等に関する規定は、市長が別に定めるべきこととして整理すべきです。

**「本条例の推進及び円山動物園の運営に関する審議を行うため、市民動物園会議を置く」**

**「市民動物園会議は、委員10人以内をもって組織する」**

**「委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者に市長が委嘱する」**

**「委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」**

**「委員は、再任されることができる」**

**「特別な事項等を審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる」**

**「必要に応じ、部会を設置できる」**

**「前各号に掲げるもののほか、必要な事項は市長が定める」**

### 3 付帯意見

---

このたびの条例検討を終え、提言を行うにあたり、以下の項目を付帯意見として付します。

- (1) 市内の第一種及び第二種動物取扱業者まで対象を拡大した動物福祉の向上を目的とした動物福祉条例の制定を検討すべきと考えます。
- (2) 本条例の今後の実効性をより高めるためにも、施行の日から5年を超えない期間ごとに定期的な見直しが必要と考えます。また、その際には、条例の運用状況を踏まえ、罰則を伴う規制の必要性も検討されるべきと考えます。

## 4 参考資料

### 市民動物園会議委員名簿

氏名	所属・職名
◎吉中 厚裕	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 准教授
宮本 尚	NPO 法人北海道市民環境ネットワーク 理事
有坂 美紀	RCE 北海道道央圏協議会 事務局長
○相原 基大	北海道大学経済学研究院 准教授
土田 史郎	一般社団法人札幌観光協会 事務局長
後山 直久	株式会社テレビ北海道 事業部部長
矢野 信一	円山西町町内会 会長
金沢 柚子	札幌山の上病院 作業療法士（市民委員）
太田 明子	太田朋子ビジネス工房 経営コンサルタント（市民委員）
伊藤 秀倫	フリーランス（編集）（市民委員）

### 動物園条例検討部会委員名簿

氏名	所属・職名
◎金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
○伊勢 伸哉	小樽水族館 館長 公益社団法人日本動物園水族館協会 副会長
黒鳥 英俊	認定 NPO 法人ボルネオ保全トラストジャパン 理事
小菅 正夫	札幌市環境局 参与
遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
諸坂 佐利	神奈川大学法学部 准教授
佐藤 香	市民委員
巽 佳子	市民委員

◎委員長 ○副委員長

## 会議開催結果

回	開催概要・審議内容
第 36 回市民動物園会議	日時：令和元年 5 月 21 日（火） 15：30～17：00 内容：動物園条例の制定（方針）について
第 1 回検討部会	日時：令和元年 10 月 31 日（木） 14：00～17：00 内容：検討方針、関連法令等の確認、条例の必要性
第 37 回市民動物園会議	日時：令和元年 11 月 28 日（木） 10：00～12：30 内容：動物園条例の制定（方針）及び検討状況について
第 2 回検討部会	日時：令和元年 12 月 17 日（月） 14：00～17：00 内容：条例の必要性、条例の方向性、用語の定義
第 3 回検討部会	日時：令和 2 年 3 月 6 日（金） 13：30～16：30 内容：条例内容案（前文、第 1 章総則、第 2 章動物園水族館）
第 38 回市民動物園会議	日時：令和 2 年 3 月 26 日（木） 13：30～15：30 内容：動物園条例の検討状況について
第 4 回検討部会 ※オンライン会議	日時：令和 2 年 5 月 18 日（月） 9：30～12：00 内容：情報提供（基金、動物福祉）、条例内容案（前文、第 1 章、第 2 章）
第 5 回検討部会 ※オンライン会議	日時：令和 2 年 6 月 16 日（火） 10：30～12：00 内容：条例内容案（第 3 章円山動物園）
第 6 回検討部会 ※オンライン会議	日時：令和 2 年 7 月 10 日（金） 13：00～16：30 内容：条例の構成の再検討、第 2 章動物福祉に関する禁止事項
第 7 回検討部会 ※オンライン会議	日時：令和 2 年 8 月 7 日（金） 9：30～12：00 内容：条例の方向性、条例構成の整理結果、第 2 章の位置づけ
第 8 回検討部会 ※オンライン会議	日時：令和 2 年 8 月 31 日（月） 9：30～12：00 内容：条例内容案の整理結果（第 1 章、第 2 章）、前文、検討報告書案
第 9 回検討部会	日時：令和 2 年 9 月 22 日（火） 10：00～15：30 内容：検討結果報告書案（提言書案）（12：50～13：30 昼休憩）
第 39 回市民動物園会議	日時：令和 2 年 10 月 28 日（水） 13：30～16：00 内容：検討結果報告書（提言書案）

## 法令等関係規程類

### ○法律、政令、省令、告示等○

- 1 博物館法  
〈省令〉博物館法施行規則  
〈文部科学大臣告示〉博物館の設置及び運営の望ましい基準  
〈根拠法〉社会教育法  
〈根拠法〉教育基本法
- 2 都市公園法（抜粋）  
〈政令〉都市公園法施行令
- 3 自然公園法  
〈政令〉自然公園法施行令
- 4 動物の愛護及び管理に関する法律  
〈環境省告示〉展示動物の飼養及び保管に関する基準及び解説  
〈関連資料〉円山動物園における改善勧告書（2015年8月21日）
- 5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律  
〈関連資料〉認定希少種保全動植物園等の一覧
- 6 環境基本法
- 7 生物多様性基本法  
生物多様性国家戦略 2012－2020

### ○札幌市関係例規○

- 8 札幌市都市公園条例（円山動物園の設置根拠条例）
- 9 札幌市円山動物園管理規則（札幌市都市公園条例に基づく管理規則）
- 10 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例
- 11 札幌市環境基本条例
- 12 札幌市自治基本条例

### ○海外の法律○

- 13 EU 動物園指令（2003 発効・原文）
- 14 新英国動物園免許法（2019 改正・原文）
- 15 韓国動物園水族館法（国立国会図書館海外立法情報課の立法情報参照）

### ○国際法○

- 16 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
- 17 生物多様性条約

### ○保全、動物福祉関係資料○

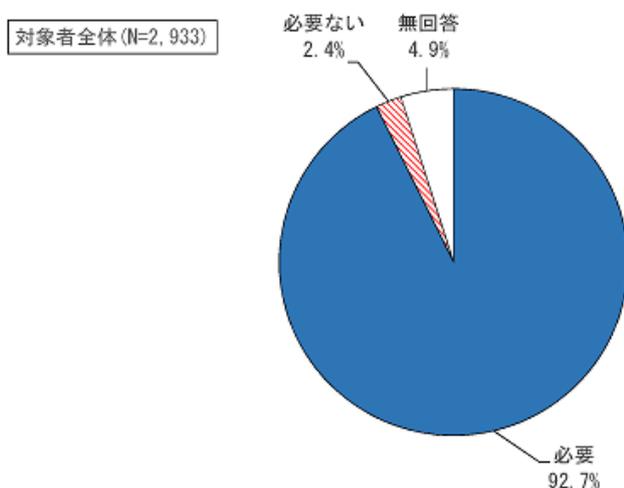
- 18 世界動物園水族館保全戦略 2015
- 19 世界動物園水族館動物福祉戦略 2015
- 20 OIE（国際動物保健機構）陸生動物衛生規約（2019 改正、原文）
- 21 （公社）日本動物園水族館協会 倫理福祉規定

## 令和2年度 第1回市民意識調査結果<抜粋>

◇円山動物園が必要か否か

問2 あなたは、札幌の街にとって、円山動物園は必要だと思いますか。

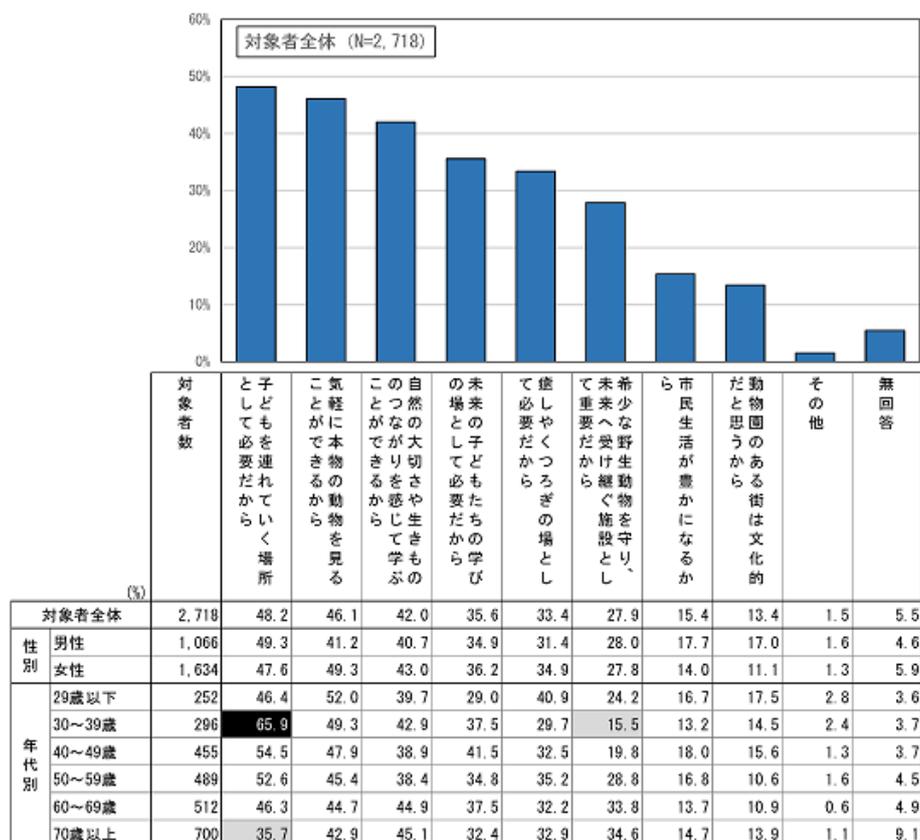
札幌の街にとって円山動物園が「必要」と答えた人は92.7%



「問2で「1 必要」と答えた方にお聞きします。」

問2-1 必要だと思う理由は何ですか。優先順位が高いものに3つまで○をつけてください。

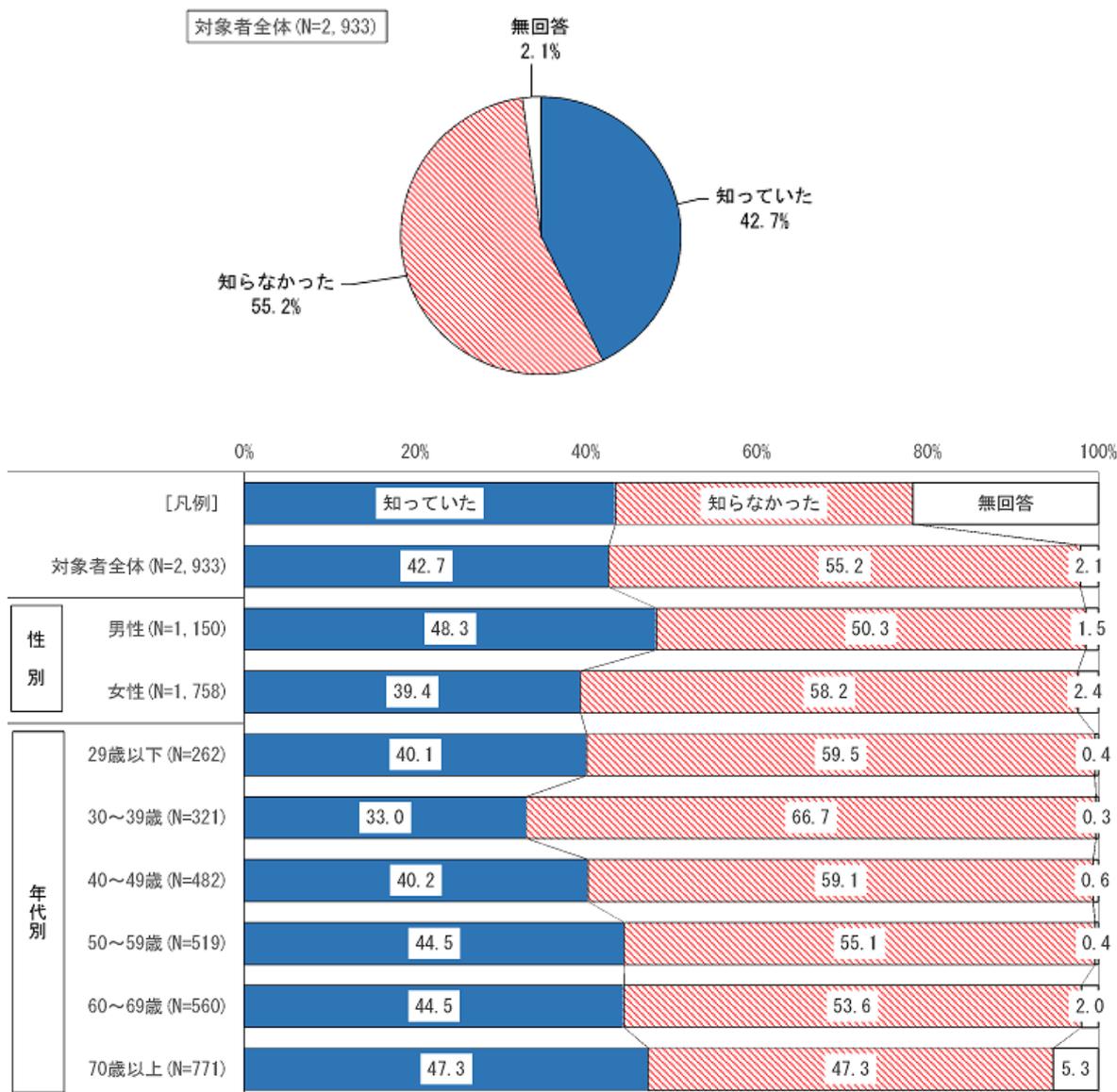
円山動物園が必要だと思う理由は「子どもを連れていく場所として必要だから」が48.2%



◇動物園が生物多様性の保全活動を行っていることの認知度

問3 あなたは、動物園が生物多様性の保全に貢献するための活動を行っていることを知っていましたか。

動物園が生物多様性の保全活動を行っていることを「知っていた」人は42.7%



【全体】動物園が生物多様性の保全活動を行っていることについて、「知っていた」が42.7%、「知らなかった」が55.2%となっている。

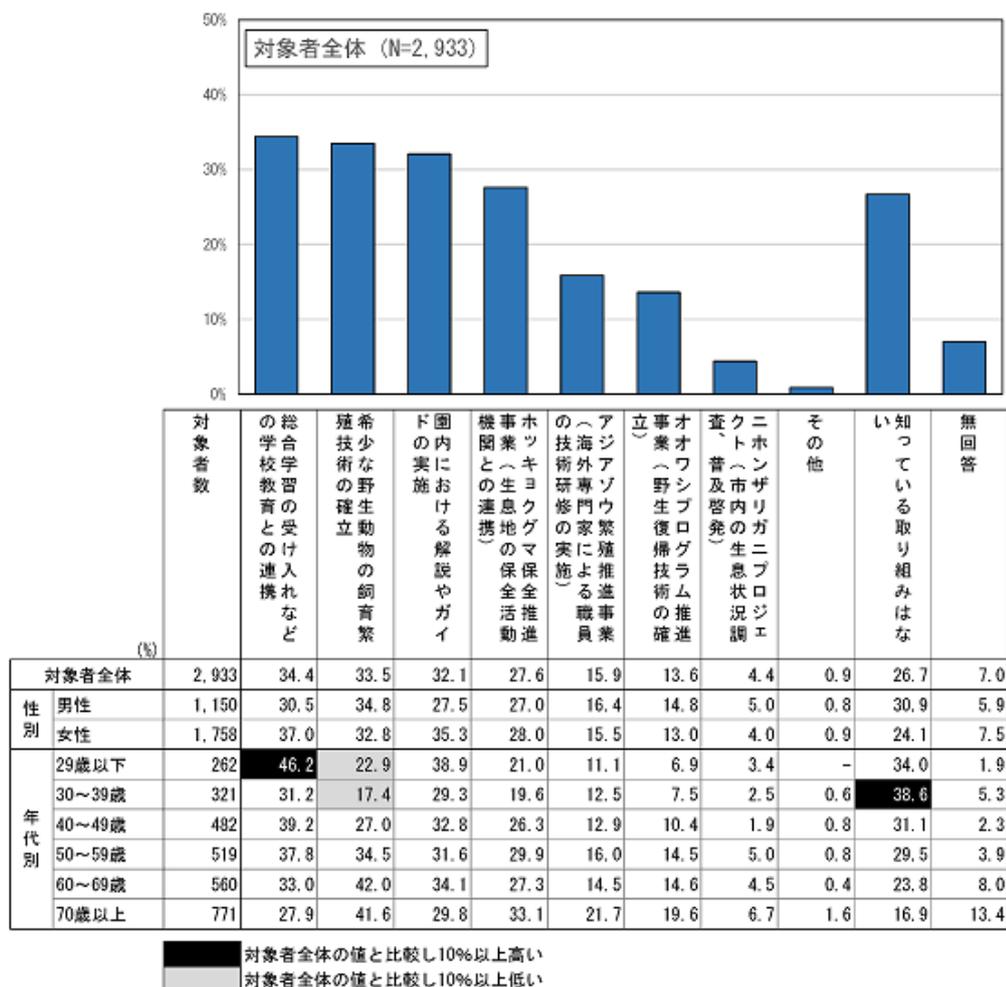
【性別】「知っていた」は、男性で48.3%と、女性の39.4%より8.9ポイント高くなっている。

【年代別】「知っていた」は、70歳以上(47.3%)で最も高く、最も低い30歳代(33.0%)とは、14.3ポイントの差となっている。

◇円山動物園が行う生物多様性の保全活動の取り組み

問4 円山動物園が行っている生物多様性の保全活動には以下のような取り組みがありますが、あなたが知っているものはありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

円山動物園が行う生物多様性の保全活動の取り組みで知っているものは「総合学習の受け入れなどの学校教育との連携」が34.4%



【全体】円山動物園が行っている生物多様性の保全活動で知っているものは、「総合学習の受け入れなどの学校教育との連携」が34.4%、「希少な野生動物の飼育繁殖技術の確立」が33.5%、「園内における解説やガイドの実施」が32.1%となっている。

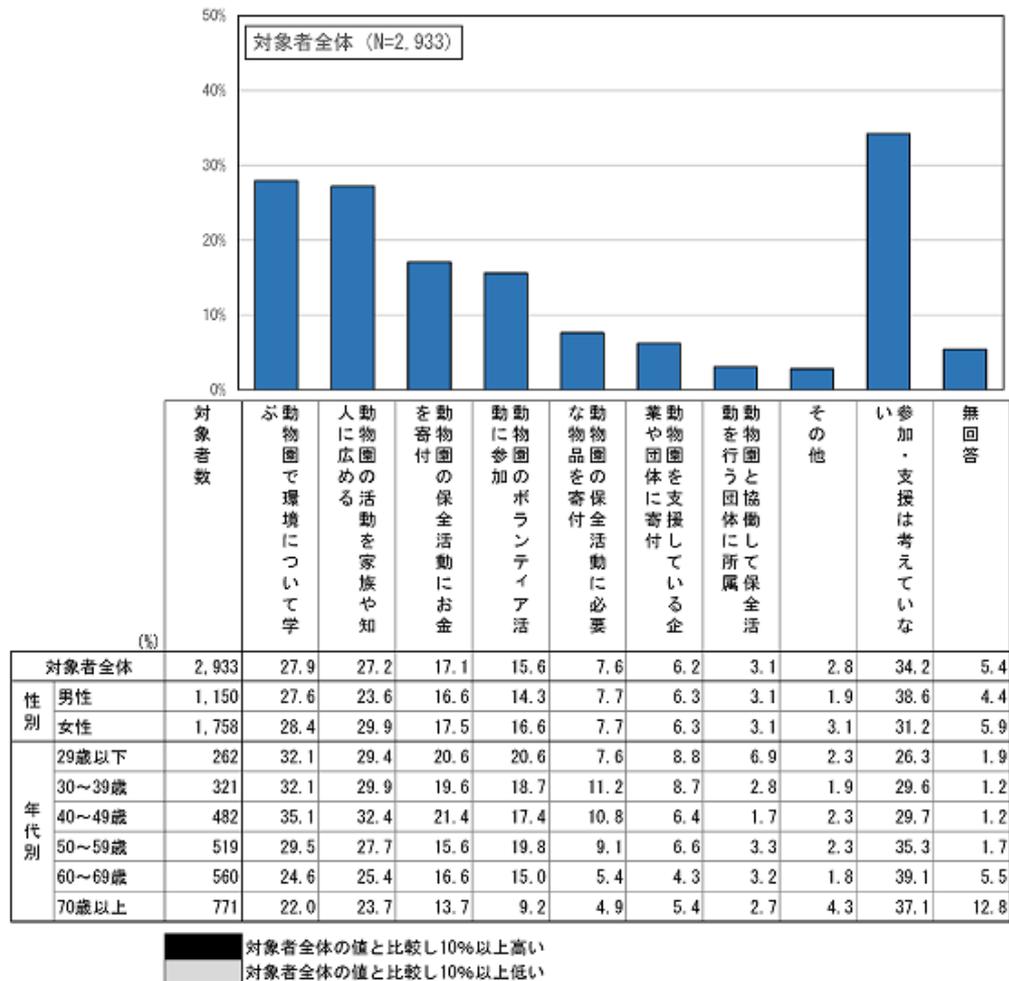
【性別】「総合学習の受け入れなどの学校教育との連携」、「園内における解説やガイドの実施」は、女性が男性より5.0ポイント以上高くなっている。

【年代別】「希少な野生動物の飼育繁殖技術の確立」は、60歳代(42.0%)で最も高く、最も低い30歳代(17.4%)とは24.6ポイントの差となっている。また、59歳以下では「総合学習の受け入れなどの学校教育との連携」が、60歳以上では「希少な野生動物の飼育繁殖技術の確立」が最も高くなっている。

◇円山動物園が行う生物多様性の保全活動にどのように参加や支援をしたいか

問5 あなたは、円山動物園が行う生物多様性の保全活動について、どのような方法であれば参加又は支援したいと思いますか。あてはまるものはいくつでも○をつけてください。

生物多様性の保全活動にどのような方法であれば参加又は支援したいかは「動物園で環境について学ぶ」が27.9%



【全体】円山動物園が行う生物多様性の保全活動に、どのような方法であれば参加又は支援したいかは、「動物園で環境について学ぶ」が27.9%、「動物園の活動を家族や知人に広める」が27.2%、「動物園の保全活動にお金を寄付」が17.1%となっている。

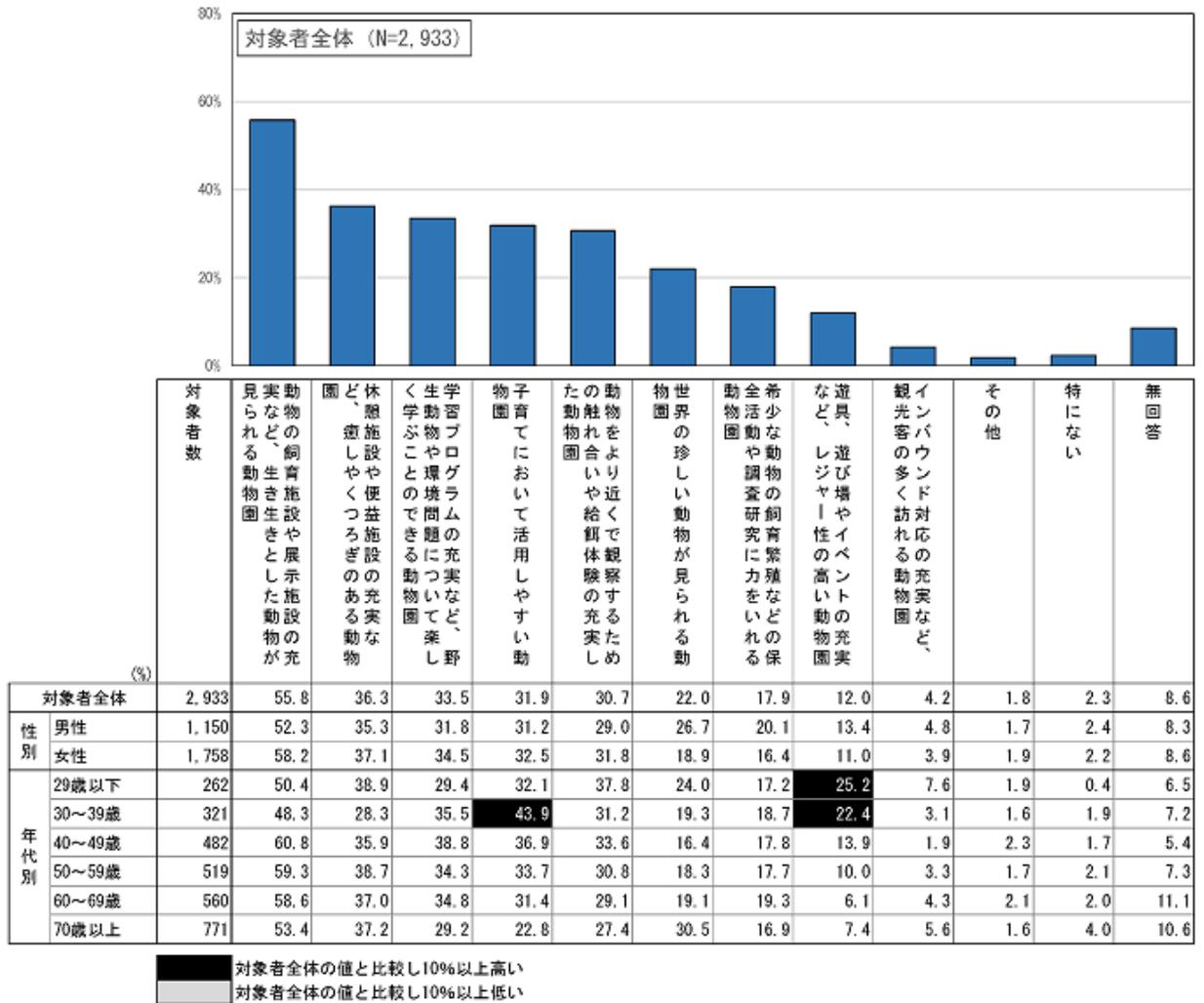
【性別】「動物園の活動を家族や知人に広める」は、女性で29.9%と、男性の23.6%より6.3ポイント高くなっている。

【年代別】「動物園で環境について学ぶ」は、40歳代(35.1%)で最も高く、最も低い70歳以上(22.0%)とは13.1ポイントの差となっている。また、59歳以下では「動物園で環境について学ぶ」が、60歳以上では「動物園の活動を家族や知人に広める」が最も高くなっている。

◇円山動物園がどのような動物園であってほしいか

問7 あなたは、円山動物園がどのような動物園であってほしいですか。優先順位が高いものに3つまで○をつけてください。

円山動物園は「動物の飼育施設や展示施設の充実など、生き生きとした動物が見られる動物園」であってほしいと答えた人が55.8%



【全体】円山動物園がどのような動物園であってほしいかは、「動物の飼育施設や展示施設の充実など、生き生きとした動物が見られる動物園」が55.8%、「休憩施設や便益施設の充実など、癒しやくつろぎのある動物園」が36.3%、「学習プログラムの充実など、野生動物や環境問題について楽しく学ぶことのできる動物園」が33.5%となっている。

【性別】「動物の飼育施設や展示施設の充実など、生き生きとした動物が見られる動物園」は、女性で58.2%と、男性の52.3%より5.9ポイント高くなっている。また、「世界の珍しい動物が見られる動物園」は、男性で26.7%と、女性の18.9%より7.8ポイント高くなっている。

【年代別】「子育てにおいて活用しやすい動物園」は、30歳代(43.9%)で最も高く、最も低い70歳以上(22.8%)とは21.1ポイントの差となっている。

